認可外保育施設

保育士資格取得支援事業



事業内容

施設に対して、雇用している保育従従事者が、保育士資格を取得するための受講料等及び受講する保育従事者の代替雇上費を補助します。

交付の対象となる施設（申請者）

福岡市内の
・認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている）
・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分
・小規模保育事業 A･B 型
・事業所内保育事業

補助の内容

養成施設の受講料

受講に要した経費の１/2が補助対象
上限額
・30 万円　（養成校卒業による取得）
・10 万または 20 万
（特例制度を利用して取得）

代替保育従事者に伴う雇上費

１日当たり　上限額　8,440 円

対象となる要件

・対象となる施設に勤務していること。
・令和８年4月１日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後卒業により保育士資格を取得すること、または受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度（★））により保育士資格を取得すること
　★特例制度対象者
　　幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において３年かつ４,３２０時間以上の実務経験がある方
・保育士登録証交付後、対象施設において保育士として勤務を開始し、１年間以上勤務すること。

実施する場合、実施計画書の提出が必要です。
詳細については、指導監査課までお問い合わせください。
必要書類をお渡しします。



【問合せ先】
福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課 指導第2係
TEL（092）711−4262

令和８年 10 月作成